

新潟市区自治協議会条例の一部改正について

改正内容（新旧対照表）

改正後（案）	現行	改正内容
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。</p>	<p>○第1条関係</p> <p>・平成26年5月30日公布，地方自治法の改正に伴うもの</p>
<p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、前条第2項第1号に該当する者として選任された委員について、2回まで再任することができる。</p> <p>3 市長は、前条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する者として選任された委員について、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(委員の任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、委員を原則として1回に限り再任することができる。</p>	<p>○第3条関係</p> <p>・第1号委員の2回までの再任を規定</p> <p>・前項に伴い第2号から第5号委員(第1号委員以外の委員)の1回の再任を規定</p> <p>・表現の見直し</p>
<p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)若しくは部会に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。</p> <p>3 部会への出席に対する費用弁償の支給回数は、一の年度において1人につき24回までとする。ただし、第7条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴く事項を部会で審議する場合における費用弁償は、当該支給回数に含まないものとする。</p>	<p>(委員の報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員が区自治協議会の会議(以下「会議」という。)に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。</p> <p>(追加)</p>	<p>○第5条関係</p> <p>・費用弁償支給対象に「部会」を追加</p> <p>・部会の費用弁償支給回数1人年度当たり24回を規定(従来から対象である諮問・必須意見聴取の部会審議を除く)</p>
<p>(部会)</p> <p>第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。</p> <p>2 区自治協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。</p>	<p>(追加)</p>	<p>○第10条関係</p> <p>・第5条第2項に「部会」を追加したことから、部会を規定する条項を追加</p> <p>・自治協議会本会等に合わせ、部会へ委員以外の人に関わることができるよう規定を追加</p>